

次のとおり一般競争入札を行います。
令和8年2月26日

山手警察署長 江幡 琢也

1 調達内容

- (1) 件名
被留置者用食糧(山手警察署留置施設)の供給業務
- (2) 購入物品の特質及び契約の条件等
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所
入札説明書及び仕様書によります。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「給食業務委託」に登録されている者で、「A」、「B」又は「C」の等級に区分されている者であること。
- (3) 神奈川県入札参加資格者名簿において神奈川県内に本店又は支店又は営業所を有する者であること。
- (4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札説明書の配布等

- (1) 事務を担当する所属
〒231-0804
横浜市中区本牧宮原1番15号
山手警察署会計課
(045) 623 - 0110 内線(231)
- (2) 入札説明書の配布期間
令和8年2月26日(木)から同年3月4日(水)まで
かながわ電子入札共同システムにより配付します。

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和8年3月4日(水)午後5時15分までに、かながわ電子入札共同システムにより提出してください。

5 入札及び開札

- (1) 入札期間
令和8年3月11日(水)午前8時30分から同年3月12日(木)午後5時15分まで
- (2) 開札日時
令和8年3月13日(金)午前10時
かながわ電子入札共同システムにより手続を行います。

6 その他

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。
- (3) 落札者の決定方法
神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 詳細は、入札説明書によります。
- (6) 落札者が契約締結までに「2」に掲げた要件のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (7) 当該入札は、令和8年度の契約準備行為として行うもので、令和8年度予算の発効によって給付を受けるものとします。
- (8) 当該入札の落札決定の効果は、令和8年度当初予算に係る議会の議決がなされ、令和8年4月1日の令和8年度予算発効時において効果を生ずるものとします。

以 上

入札説明書

被留置者用食糧(山手警察署留置施設)の供給業務

【単価入札】

(令和8年2月26日 付け公告分)

消費税及び地方消費税の税率は8%とする。

山手警察署会計課

この入札説明書は、本入札に係る公告、並びに、次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
- (3) 神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則(昭和40年神奈川県規則第106号)

このほか入札に係る詳細な手続等については、「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」によることとする。

工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領
要領URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100567/>

1 調達内容

- (1) 件名
被留置者用食糧(山手警察署留置施設)の供給業務
- (2) 購入物品の特質及び契約の条件等
仕様書及び契約書(案)のとおり
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所
仕様書及び契約書(案)のとおり
- (5) 履行期間中、発注する数量の朝、昼、夕食を納入する。

2 入札参加者に求める資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「給食業務委託」に登録されている者で、「A」、「B」又は「C」の等級に区分されている者であること。
- (3) 神奈川県入札参加資格者名簿において神奈川県内に本店又は支店又は営業所を有する者であること。
- (4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号	〒231-0804
所在地	横浜市中区本牧宮原1番15号
機関名	山手警察署会計課
電話番号	(045) 623 - 0110 内線(231)

4 競争参加資格確認申請

入札参加者は、競争参加資格確認申請書を令和8年3月4日(水)午後5時15分までに、かながわ電子入札共同システムにより提出してください。

5 入札日程

- (1) 競争参加資格確認申請書受付締切日時
令和8年3月4日(水)午後5時15分
- (2) 質問受付期間
令和8年2月26日(木)から同年3月4日(水)まで
※質問方法については、6(7)をご参照ください。
- (3) 競争参加資格確認通知書発行日時
令和8年3月5日(木)
- (4) 入札書提出期間
令和8年3月11日(水)午前8時30分から同年3月12日(木)午後5時15分まで
- (5) 開札予定日時
令和8年3月13日(金)午前10時
※開札時間は、多少遅れる場合があります。ご了承ください。
- (6) 紙入札書の提出方法

紙により入札書又は辞退届を提出する場合は、入札書又は辞退届を作成して封筒に入れ密封し、その封筒の表面に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「3月13日開札(被留置者用食糧(山手警察署留置施設)の供給業務)の入札書(又は辞退届)在中」と朱書きし、5(4)の入札書提出締切日時までに到達するように3の所属あてに提出すること。なお、郵送による入札書の提出は認めません。

6 その他

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 調達に関し要した費用
入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札する金額
入札金額は1食あたりの単価とすること。契約は単価契約とする。
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、1食あたりの単価(消費税及び地方消費税抜きの金額)を入札金額として入力すること。入札金額は、小数点4位まで入力することができる。
なお、入札金額の100分の108に相当する金額をもって申し込みがあったものとし、その金額に円未満の端数があるときは、小数点5位以下を切り捨てるものとする。
- (4) 疑義申立て
入札の参加資格がないとする旨の通知を受領した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、3の事務を担当する所属に対し、説明を求めることができる。所属からの説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から7日以内に知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。
- (5) 入札を辞退する場合
入札を辞退する場合は、辞退届を5(4)に記載された入札書提出期間中にかながわ電子入札共同システム、持参のいずれかの方法により、3の所属あてに提出してください。辞退届の提出がない場合は、未提出(無断欠席の扱い)として取扱います。
- (6) 再度入札
第1回目の入札で予定価格の範囲内の入札がなかったときには、第2回目の入札を行う。
※第2回目の開札は、第1回目の開札の翌々日(閉庁日を除く。)午前10時を予定しています。
- (7) 案件についての質問及び回答
仕様等について質問がある場合は、書面又はかながわ電子入札共同システムの説明要求機能を使用し行うこと。
入札説明書説明請求期限までは、仕様に関する質問及び回答が発生する場合があるので、入札参加者は入札前に必ず質問及び回答の内容を確認したうえ入札すること。
- (8) 契約書の作成
ア 本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとする。
イ 契約書は、契約書(案)を基に契約書を2通作成し、各自その1通を保持するものとする。
ウ 契約条項
別紙「契約書(案)」のとおり
エ 契約書第5条第2項に定める履行遅滞及び第14条第1項に定める遅延賠償に係る率について、契約の締結日までの間に神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)第33条第1項に規定する率が改正された場合は、改正後の率とします。
オ 契約を締結する所属の名称及び所在地
郵便番号 〒231-0804
所在地 横浜市中区本牧宮原1番15号
機関名 山手警察署会計課
電話番号 (045) 623 - 0110 内線(231)
- (9) この入札は、令和8年度の契約準備行為として行うもので、令和8年度予算の発効によって給付を受けるものとします。
- (10) 契約の効力の遡及
この入札の結果、契約の相手方と決定した者と締結する契約書には、契約書の作成が契約期間の開始日より後の日になった場合にあらかじめ備えるため、契約の効力は契約期間の開始日から生じることを約定する旨の、次の条文を設けています。

(契約の効力の遡及)

第21条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が契約書第1条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあって、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

- (11) 当該入札の落札決定の効果は、令和8年度当初予算に係る議会の議決がなされ、令和8年4月1日の令和8年度予算発効時において効果を生ずるものとする。
- (12) 業者調査への協力
本入札を落札し契約する場合には、県が予算執行の適正を期すために行う、契約の処理状況に関する調査への協力を、あらかじめ同意していただきます。
- (13) 暴力団等排除に係る解除等
本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

以 上

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

山手警察署長
江幡琢也 殿

認定番号
所在地
商号
代表者

次の業務に係る入札参加のため、競争参加資格確認を申請します。

1 入札件名

被留置者用食糧(山手警察署留置施設)の供給業務

2 業務の内容等

仕様書のとおり

3 公告日

令和8年2月26日

4 開札予定日時

令和8年3月13日(金)午前10時

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

山手警察署長
江幡 琢也 殿

認定番号

所在地

商号

代表者

神奈川県入札参加資格者名簿に登録されている代表者の役職名、氏名、又は同名簿に代理人登録してある場合には登録されている代理人の役職名、氏名。

次の業務に係る入札参加のため、競争参加資格確認を申請します。

1 入札件名

被留置者用食糧(山手警察署留置施設)の供給業務

2 業務の内容等

仕様書のとおり

3 公告日

令和8年2月26日

4 開札予定日時

令和8年3月13日(金)午前10時

入札書

令和 年 月 日

山手警察署長

江幡 琢也 殿

所在地

氏名

(名称及び
代表者名)

※押印を省略する場合に記載

本入札における

責任者氏名

担当者氏名

電話番号

次のとおり入札説明書各条項承諾の上、入札します。

円

(単価入札)

(課税事業者)

(契約希望単価

× 100/108 =

)

くじ番号

件 名 被留置者用食糧(山手警察署留置施設)の供給業務

<紙により入札書を提出する場合>

記載例

入 札 書

令和 年 月 日

↑
入札書作成日を記載する

山手警察署長

江 幡 琢 也 殿

所在地 横浜市中区日本大通1

氏名 株式会社 横浜商事
代表取締役 横 浜 一 郎

(名称及び
代表者名)

神奈川県入札参加資格者名簿に登録されている代表者の役職名、氏名、又は同名簿に代理人登録してある場合には登録されている代理人の役職名、氏名。
※押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名と連絡先を記載すること。

※押印を省略する場合に記載

本入札における

責任者氏名

担当者氏名

電話番号

次のとおり入札通知書各条項承諾の上、入札します。

¥ 105.9999 円 (税抜)

(単価入札)

(課税事業者)

(税込)

(税抜)

(契約希望単価

114.4798円

× 100/108 =

105.9999円)

105.9999円に1.08を乗じると小数点以下の端数が生じるが、小数点5桁目は切り捨てる。

105.99981・・・円になるが、小数点5桁目は切り上げる。

くじ番号

123

くじ番号は、任意に3桁整数を記載する。

件 名 被留置者用食糧(山手警察署留置施設)の供給業務

契 約 書 (案)

山手警察署長 江幡 琢也（以下「発注者」という。）と落札業者（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契 約 件 名 被留置者用食糧（山手警察署留置施設）（以下「食糧」という。）の供給業務
- (2) 食 糧 の 内 容 仕様書のとおり
- (3) 契 約 単 価 1食につき、金 円
課税事業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
- (4) 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 納 入 期 限 仕様書のとおり
- (6) 納 入 場 所 山手警察署留置施設
- (7) 契 約 保 証 金 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第28条第6号の規定に基づき免除する。
- (8) 代金支払場所 神奈川県指定金融機関株式会社横浜銀行県庁支店

（納入の通知）

第2条 受注者は、食糧を納入したときは、直ちに発注者に納入した旨を通知すること。

（検査）

第3条 発注者は、受注者の職員の立会いのもとに検査を行い、これに合格したときは、食糧を受領する。

- 2 検査の結果、不良品があるときは、受注者は当該食糧を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期限までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 食糧の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又は毀損した物品の損失は、受注者の負担とする。

（代金の支払方法）

第4条 受注者は、食糧の検査が完了し、発注者が食糧を受領した後に、受注者が1ヶ月間に納入した分をとりまとめて請求するものとし、この金額に1円未満の端数が生じたときには、当該端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、受注者から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に契約金額を支払う。

（履行遅滞）

第5条 受注者が食糧を納入期限までに納入しないときであっても、発注者が特に必要と認めた場合には、納入期限の延期を承認することができる。

- 2 前項の規定により納入期限を延長する場合に、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、発注者は違約金を徴収する。違約金の算定期間は、第1条第5号に規定する納入期限の翌日から受注者が食糧を納入した日までとする。違約金の額は、納入が遅延する食糧の数量に契約単価を乗じて計算した額につき、遅滞日数に応じ契約締結日の神奈川県財務規則第33条第1項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とし、発注者が代金を支払う際に控除して徴収する。ただし、違約金の計算の基礎となる日数には検査に要した日は算入せず、違約金の額が100円未満であるときは違約金を徴収しない。
- 3 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき又は発注者の都合により納入が遅れたときは、違約金を徴収しない。
- 4 第3条第2項及び第8条第1項に規定する場合において、指定された期間内に受注者が良品を納入しないとき又は食糧の修補をしないときは、前3項の規定を準用する。
- 5 発注者の責めに帰する事由により、発注者が第4条第2項に規定する支払期限までに代金を支払わないときは、発注者は受注者に対して第2項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、発注者が第4条第2項に規定する支払期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は同項に規定する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しない。なお、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（権利義務の譲渡）

- 第6条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。
- 2 前項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

（危険負担）

- 第7条 第3条第1項に規定する受領前に生じた食糧の亡失、毀損等は、全て受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

- 第8条 発注者は、引き渡された食糧が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、受注者に対し、食糧の修補又は代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができ、受注者は発注者の指定する期限までに履行の追完をする。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することが

できる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 食糧の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(秘密の保持等)

第9条 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(配送方法)

第10条 受注者が、自動車を使用して食糧を配送する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

(業者調査への協力)

第11条 発注者又は神奈川県知事が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者又は神奈川県知事は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わないものとし、解除した場合、発注者は違約金として入札執行時に示した発注予定数量から納入済みの数量を差し引いた数に契約単価を乗じて計算した額の100分の15に相当する金額を徴収することができる。

- (1) 第1条第5号に規定する納入期限又は第3条第2項の指定期限までに良品を納入しないとき又は食糧の修補をしないとき。
- (2) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 食糧の検査に際して受注者若しくはその代理人又はこれらの使用人等が発注者の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正な行為（第13条に定める不正行為を除く。）があると発注者が認めたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第6条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (7) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第15条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。

ウ 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。

エ 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- (8) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。

イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。

ウ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。なお、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその賠償責任を負わないものとし、解除した場合、発注者は違約金として入札執行時に示した発注予定数量から納入済みの数量を差し引いた数に契約単価を乗じて計算した額の100分の15に相当する額を受注者から徴収することができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 第1項第1号から第6号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、発注者は違約金として入札執行時に示した発注予定数量から納入済みの数量を差し引いた数に契約単価を乗じて計算した額の100分の15に相当する額を受注者から徴収することができる。

4 第1項第7号の規定に基づいて、発注者が契約を解除した場合は、受注者は、違約金として入札執行時に示した発注予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

5 受注者は、第1項第8号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、入札執行時に示した発注予定数量に契約単価を乗じて計算した額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(賠償金等の徴収)

第14条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数に応じ、賠償金等の額につき契約締結日の神奈川県財務規則第33条第1項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額（以下「遅延利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。

2 契約金が未払いの場合に、発注者は、賠償金等を発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。また、契約金の支払日までに賠償金等に遅延利息が生じているときは、発注者は賠償金等に加えて遅延利息を、発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収すべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第16条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 受注者が債務の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(事情変更による契約内容の変更)

第17条 契約締結後、天災事変その他不測の事態に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められる場合は、その事情に応じ、発注者と受注者とが協議のうえ、契約単価、納入期限、その他契約内容を変更することができる。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第19条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(契約の効力)

第20条 この契約は、令和8年度予算の発効によって給付を受けるものとする。

(契約の効力の遡及)

第21条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が契約書第1条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっては、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

(協議事項)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、神奈川県財務規則に基づくほか、発注者と受注者とが協議して決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 横浜市中区本牧宮原 1 番15号
山手警察署長 江幡 琢也

受注者 落札業者

仕 様 書

1 件名

被留置者用食糧（山手警察署留置施設）（以下「食糧」という。）の供給業務

2 品目及び予定数量

（概算数量による単価契約を締結するものであり、下記数量は確定数量ではない。）

朝食	2,600食
昼食	2,400食
夕食	2,600食

3 納入場所

神奈川県横浜市中区本牧宮原1番15号

山手警察署留置施設

4 食糧の内容

(1) 1人1日当たりの総熱量は、2,300kcalを目安とする。熱量計算は、文部科学省から示されている最新の「日本食品標準成分表」に則って行うこと。

(2) 農林水産省及び厚生労働省から示されている最新の「食事バランスガイド」に則り、品質及び栄養の保持に配慮した献立とし、調理方法に偏りのないようにすること。

(3) 朝、昼、夕3食それぞれの食糧は、主食、副食（主菜、副菜）、添物を基本とし、別表1「令和8年度被留置者用食糧献立表(1)(2)」を参考に構成すること。

なお、主菜については、肉、魚等を中心として構成すること。

熱量や栄養の保持のため、野菜ジュースや牛乳等の乳飲料を納品することも可とする。野菜ジュースについては、ビタミンB1が200ml当たり、1.2mg以上のものとする。この飲料の容器は紙製とすること。

(4) 朝食についてはパン食での納品も可とするが、納品については以下のとおりとし、事前に発注者に承認を受けること。

ア パンは惣菜パン、菓子パン等の加工品を基本とする。

イ 食パン、コッペパン等を納品する場合は、バター、ジャム、餡子等であらかじめ加工されたものを納品すること。

ウ 朝食をパン食とした場合は、昼食及び夕食により栄養の不足分を補うこと。

(5) 食糧は受注者が全て調理し（パン食を除く）、調理済みのものを納入するものとする。ただし、みそ汁及びスープ等の汁物については、納入場所で湯を加えるだけで食べることができる状態にしたものを、一人分ずつ小分けして納入すること。

(6) 竹串、爪楊枝、ビニール、ホイル、殻付の卵等、被留置者が飲み込むと危険な物は使用しないこと。

(7) 被留置者の状態（病気、体質及び宗教上の理由等）により既定のメニュー以外の主食、副食等が必要となった場合は発注者の指示により、納入すること。

(8) 醤油、ソース等の調味料は、それぞれ発注者が事前に承認した容器により、受注者が納入すること。

(9) 食糧は加熱調理したもの（ただし、生野菜等、加熱せずに食べることが妥当とされるものは除く）を納入すること。

5 衛生

- (1) 受注者は、食糧の調理にあたり栄養及び衛生に十分留意するとともに、食中毒その他被留置者の身体に被害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 悪臭や異物混入等、品質に不良が発生した場合は、受注者は速やかに代替となる良品を納入すること。この場合、代替品の調達に要した費用は、全て受注者の負担とする。
- (3) 品質に不良が発生した場合、その他発注者が必要と認めるときは、公の機関に委託してサンプル検査を行う等、その原因を調査し、当該調査結果及び再発防止策を発注者に対して、書面により速やかに報告すること。この場合、検査に必要な費用及び検査のため変質又は消耗した部品にかかる損失は、すべて受注者の負担とする。

6 発注、配送、納入方法及び納入期限

- (1) 発注は、電話又はFAXによることを原則とし、発注品目と数量をその都度連絡する。朝、昼、夕3食、いずれも当日の、朝食が午前5時まで、昼食が午前8時まで、夕食が午後1時までに行うものとする。発注の回数は、発注者と協議することとする。発注後の数量の増減については、配送の1時間前であれば対応すること。
- (2) 納入は発注者の指定する場所に、発注した数量を納入すること。納入期限は、朝食が午前6時30分まで、昼食が午前11時30分まで、夕食が午後4時30分までとする。
なお、発注者と協議の上、夕食を昼食と同時に納入すること又は朝食にパンを納入する場合に限り前日の夕食と同時に納入することのいずれかを可とするが、消費期限や食糧の品質に特に注意すること。
- (3) 配送に際しては、食糧の品質の保持に努めること。
- (4) 事故等のやむを得ない理由により、納入期限までに食糧を納入できない場合には、発注者に連絡し補完措置について協議すること。
- (5) 納入の際は、受注者の名称、宛名（警察署長名）、納入日、品名、数量を記載した納品書を納入の都度提出し納品の確認を受けること。
- (6) 食糧の容器とその付属品は、安全衛生面で優れたもの、そして配布及び回収に適したものとし、発注者から承認を受けたものを使用すること。箸については、発注者が用意したものを使用する。
- (7) 食糧の残飯や容器等は、受注者が速やかに回収すること。
- (8) 履行期間中、朝、昼、夕3食を無休で納入すること。

7 カロリー計算表の提出

受注者は、5、8、11、2月分の食糧のうち発注者が指定する1日分の品名、重量（g）、カロリーを記載した別表2「カロリー計算表」を作成し、当該月の翌月7日までに提出すること。7日が閉庁日の場合は翌開庁日までに提出すること。

8 納入数量実績の報告

納入数量実績は、1か月分をとりまとめ別表3「被留置者用食糧内訳書（山手警察署留置施設）」により翌月の7日までに報告すること。7日が閉庁日の場合は翌開庁日までに報告すること。ただし、3月分については、3月31日までに提出するものとする。

9 共同検査の実施

検査体制を強化し、適正な履行を確保することを目的として、発注者が必要と認めたときは、発注者と受注者が協議して決定した日に、発注者の職員及び受注者の業務責任者が双方立会いの下で共同検査を行うことができる。この場合において、納入物品に問題が発見されたときは、発注者は、受注者と是正に向けた調整を図るものとする。

10 その他

(1) 受注者は、食品衛生法に基づく当該営業許可証の写しを契約締結後速やかに提出すること。

また、営業許可が取消し又は停止、抹消されたとき等には契約書第13条第1項第1号に基づき契約を解除するものとする。

(2) 受注者は、調理、配送等、当契約業務にかかわる各従業員の名簿を契約締結後速やかに発注者に提出すること。

(3) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

(4) その他不明な点については、発注者と受注者が協議の上、決定する。

令和8年度被留置者用食糧献立表(1)

山手警察署

月						火						水						木					
朝食	区分	品名	食材	重量	カロリー	朝食	区分	品名	食材	重量	カロリー	朝食	区分	品名	食材	重量	カロリー	朝食	区分	品名	食材	重量	カロリー
	主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal
	副食	サバの塩焼き	サバの塩焼き	70.0 g	141.0 Kcal		副食	サケの塩焼き	サケの塩焼き	60.0 g	95.0 Kcal		副食	芙蓉蟹	芙蓉蟹	52.0 g	94.0 Kcal		副食	マス南蛮焼き	マス南蛮焼き	60.0 g	132.0 Kcal
		レンコン金平	れんこん	34.5 g	24.0 Kcal			キャベツサラダ	キャベツ	57.0 g	13.0 Kcal			春雨中華サラダ	春雨	8.0 g	28.0 Kcal			切干大根煮	切干大根	8.0 g	23.0 Kcal
			人参	3.0 g	2.0 Kcal				キュウリ	2.0 g	0.2 Kcal				ハム	5.0 g	6.0 Kcal				油揚げ	5.0 g	8.0 Kcal
			サフラワー油	2.0 g	18.0 Kcal				マヨネーズ	10.0 g	70.0 Kcal				スウィートコーン	3.0 g	3.0 Kcal				人参	5.0 g	2.0 Kcal
		大豆	7.0 g	30.0 Kcal	みかん			5.0 g	3.0 Kcal	ドレッシング	8.0 g			32.0 Kcal	味噌汁	味噌汁	2.0 g			2.3 Kcal			
		ポーキビーンス	豚挽き肉・玉ねぎ	8.0 g	9.0 Kcal			ミニオムレツ	豆腐	40.0 g	24.0 Kcal			納豆	納豆	25.0 g	50.0 Kcal			味噌汁	味噌汁	14.0 g	25.0 Kcal
		トマト・コンソメ等	12.0 g	9.0 Kcal	玉子・ねぎ				22.0 g	27.0 Kcal													
		味噌汁	味噌汁	14.0 g	25.0 Kcal			味噌汁	味噌汁	14.0 g	25.0 Kcal												
香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal								
朝食合計					690.8 Kcal	朝食合計					690.0 Kcal	朝食合計					670.8 Kcal	朝食合計					625.1 Kcal
昼食	区分	品名	食材	重量	カロリー	昼食	区分	品名	食材	重量	カロリー	昼食	区分	品名	食材	重量	カロリー	昼食	区分	品名	食材	重量	カロリー
	主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal
	副食	とんかつ	トンカツ	80.0 g	292.2 Kcal		副食	エビフライ	エビフライ	50.0 g	69.5 Kcal		副食	メンチカツ	さつくりメンチ	67.5 g	137.7 Kcal		副食	鶏の竜田揚げ	鶏の竜田揚げ	65.0 g	169.0 Kcal
		サフラワー油	11.6 g	106.4 Kcal	サフラワー油			12.5 g	115.1 Kcal	サフラワー油	10.8 g			99.5 Kcal	生揚げ	25.0 g	37.5 Kcal						
			コールスロー	キャベツ				20.0 g	4.6 Kcal		タルタルソース			タルタルソース		15.0 g	60.9 Kcal			スパゲティ	12.0 g	45.4 Kcal	豚
		ふつづらがんも煮	がんもどき	15.0 g	34.2 Kcal			ペンネアラビアータ	マカロニ	20.0 g	75.6 Kcal			玉ねぎ・ピーマン	12.0 g	4.1 Kcal	キャベツ・人参			25.0 g	6.5 Kcal		
		白菜の煮浸し	白菜	30.0 g	4.2 Kcal			筍のオイスター炒め	たけのこ	35.0 g	8.1 Kcal			サンマの塩焼き	ベーコン	3.0 g	12.2 Kcal			オムレツ	ブレンオムレツ	30.0 g	39.9 Kcal
			人参	5.0 g	1.9 Kcal				きくらげ	0.3 g	0.5 Kcal				わかめ・人参	4.0 g	3.3 Kcal				サフラワー油	3.0 g	27.6 Kcal
			油揚げ	1.0 g	3.9 Kcal			ミートボール	ミートボール	30.0 g	74.2 Kcal				きくらげ・ドレッシング	6.3 g	24.6 Kcal				トマト加工品	4.0 g	4.8 Kcal
		ポテトサラダ	ポテトサラダ	40.0 g	76.8 Kcal			マヨコーン	スイートコーン・マヨネーズ	36.0 g	71.3 Kcal				香の物	たくあん漬け	20.0 g				12.8 Kcal	シュウマイ	シュウマイ
香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物	たくあん漬け		20.0 g	12.8 Kcal							
昼食合計					957.0 Kcal	昼食合計					908.0 Kcal	昼食合計					883.6 Kcal	昼食合計					846.4 Kcal
夕食	区分	品名	食材	重量	カロリー	夕食	区分	品名	食材	重量	カロリー	夕食	区分	品名	食材	重量	カロリー	夕食	区分	品名	食材	重量	カロリー
	主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal
	副食	サケの明太焼き	しろさけ(切り身)	35.0 g	52.9 Kcal		副食	カンパチの照焼	かんぱち	50.0 g	64.5 Kcal		副食	牛柳川	牛肉	30.0 g	111.3 Kcal		副食	スタミナ焼き	豚	50.0 g	145.5 Kcal
		切干大根	だいこん	6.0 g	16.7 Kcal			かき揚げ	たれ・みりん	7.5 g	14.3 Kcal			竹輪の胡麻マヨ和え	ごぼう	30.0 g	17.4 Kcal			シルバーサラダ	玉ねぎ	40.0 g	14.8 Kcal
			油揚げ	1.0 g	3.9 Kcal				たまねぎ	20.0 g	7.4 Kcal				鶏卵・グリーンピース	27.0 g	39.8 Kcal				キャベツ・にら	22.0 g	5.0 Kcal
			肉団子	ミートボール	15.0 g				37.1 Kcal	えび・さやいんげん	4.5 g				2.6 Kcal	焼き竹輪	13.8 g				16.6 Kcal	春雨・ドレッシング	18.0 g
		イカ下足天ぷら	イカ下足唐揚げ	18.0 g	19.1 Kcal			じゃが芋のそぼろあん	天ぷら粉・油	8.5 g	60.0 Kcal			イカ天ぷら	ひじき・人参	3.5 g	1.8 Kcal			ホッケの塩焼き	ハム・コーン・きゅうり	8.0 g	9.1 Kcal
			サフラワー油	3.6 g	28.2 Kcal				じゃがいも	30.0 g	22.8 Kcal				イカ	20.0 g	17.6 Kcal				焼き竹輪	27.5 g	33.2 Kcal
			高野豆腐	凍り豆腐	2.5 g				13.2 Kcal	鶏ひき肉・醤油	6.5 g				9.0 Kcal	天ぷら粉	3.4 g				11.9 Kcal	焼き竹輪	27.5 g
		高野豆腐	人参	10.0 g	3.7 Kcal			彩り角揚げ煮	がんもどき他	29.5 g	64.8 Kcal				いわしの蒲焼	いわし他	16.1 g				44.6 Kcal	天ぷら粉・サフラワー油	11.1 g
香の物	たくあん漬け		20.0 g	12.8 Kcal	香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物		たくあん漬け	10.0 g	6.4 Kcal						
夕食合計					607.6 Kcal	夕食合計					678.2 Kcal	夕食合計					693.8 Kcal	夕食合計					811.6 Kcal
一日合計					2255.4 Kcal	一日合計					2276.2 Kcal	一日合計					2248.2 Kcal	一日合計					2283.1 Kcal
その他調味料等を加算したカロリー					2300.4 Kcal	その他調味料等を加算したカロリー					2316.4 Kcal	その他調味料等を加算したカロリー					2308.2 Kcal	その他調味料等を加算したカロリー					2320.1 Kcal

令和8年度被留置者用食糧献立表(2)

金						土						日					
朝食	区分	品名	食材	重量	カロリー	朝食	区分	品名	食材	重量	カロリー	朝食	区分	品名	食材	重量	カロリー
	主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal
	副食	めばる照焼	めばる照焼	70.0 g	76.3 Kcal		副食	豆腐ハンバーグ	豆腐ハンバーグ	60.0 g	91.0 Kcal		副食	カレイの唐揚げ	カレイの唐揚げ	70.0 g	106.6 Kcal
		玉子サラダ	玉子サラダ	30.0 g	79.4 Kcal				ペンネサラダ <td>ペンネ</td> <td>7.0 g</td> <td>26.0 Kcal</td>	ペンネ	7.0 g				26.0 Kcal		
		じゃが芋唐揚げ	じゃが芋唐揚げ	35.0 g	38.0 Kcal					ハム	3.0 g				6.0 Kcal		
		味噌汁	味噌汁	14.0 g	25.0 Kcal					コーン	4.0 g			3.0 Kcal			
									マヨネーズ	10.0 g	70.0 Kcal						
										納豆	納豆			25.0 g	50.0 Kcal		
							味噌汁	味噌汁	14.0 g	25.0 Kcal							
香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal						
朝食合計					651.5 Kcal	朝食合計					553.6 Kcal	朝食合計					719.4 Kcal
昼食	区分	品名	食材	重量	カロリー	昼食	区分	品名	食材	重量	カロリー	昼食	区分	品名	食材	重量	カロリー
	主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal
	副食	サバの照焼	さば	70.0 g	141.0 Kcal		副食	カニ玉	芙蓉蟹	60.0 g	79.8 Kcal		副食	豚肉のピリ辛焼き	豚・豆板醤	65.0 g	174.9 Kcal
			たれ	7.0 g	10.9 Kcal				チンジャオロース <td>サフラワー油</td> <td>6.0 g</td> <td>55.2 Kcal</td> <th rowspan="2">なすのそぼろあんかけ<td>揚げナス</td><td>30.0 g</td><td>24.6 Kcal</td></th>	サフラワー油	6.0 g				55.2 Kcal	なすのそぼろあんかけ <td>揚げナス</td> <td>30.0 g</td> <td>24.6 Kcal</td>	揚げナス
		コーンコロッケ	コーンコロッケ	60.0 g	91.8 Kcal			春巻き <td>筍</td> <td>35.0 g</td> <td>10.5 Kcal</td> <th rowspan="2">イカみりん焼き<td>豚ひき肉</td><td>5.0 g</td><td>11.1 Kcal</td></th>		筍	35.0 g			10.5 Kcal	イカみりん焼き <td>豚ひき肉</td> <td>5.0 g</td> <td>11.1 Kcal</td>		豚ひき肉
		キャベツと	キャベツ	20.0 g	4.6 Kcal				麻婆ナス <td>豚・ピーマン・油</td> <td>14.5 g</td> <td>39.9 Kcal</td> <th rowspan="2">じゃが芋の唐揚げ<td>グリーンピース</td><td>3.0 g</td><td>2.9 Kcal</td></th>	豚・ピーマン・油	14.5 g			39.9 Kcal		じゃが芋の唐揚げ <td>グリーンピース</td> <td>3.0 g</td> <td>2.9 Kcal</td>	グリーンピース
		ひじきの	ひじき・竹輪・マヨネーズ	16.0 g	66.5 Kcal			香の物 <td>春巻き</td> <td>30.0 g</td> <td>71.7 Kcal</td> <th rowspan="2">香の物<td>サフラワー油</td><td>5.0 g</td><td>46.0 Kcal</td></th>		春巻き	30.0 g			71.7 Kcal	香の物 <td>サフラワー油</td> <td>5.0 g</td> <td>46.0 Kcal</td>		サフラワー油
		和風サラダ	大豆	10.0 g	43.3 Kcal				サフラワー油	7.2 g	66.4 Kcal			揚げナス		30.0 g	24.6 Kcal
		人参・油揚げ	6.0 g	5.8 Kcal	豚・ねぎ・ソース		9.0 g	13.8 Kcal	豚・ねぎ・ソース	9.0 g	13.8 Kcal						
	香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物		たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物	たくあん漬け		20.0 g	12.8 Kcal			
昼食合計					885.1 Kcal	昼食合計					794.7 Kcal	昼食合計					815.0 Kcal
夕食	区分	品名	食材	重量	カロリー	夕食	区分	品名	食材	重量	カロリー	夕食	区分	品名	食材	重量	カロリー
	主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal		主食	ごはん	白米(1等級)	250.0 g	420.0 Kcal
	副食	ハムマヨサラダフライ	サラダロール	40.0 g	76.0 Kcal		副食	エビカツ	エビカツ	80.0 g	198.4 Kcal		副食	ホキの唐揚げ	ホキ	50.0 g	42.0 Kcal
			サフラワー油	5.2 g	47.9 Kcal				スバゲティ・サフラワー油 <td>サフラワー油</td> <td>10.4 g</td> <td>95.8 Kcal</td> <th rowspan="2">れんこん<td>唐揚げ粉・サフラワー油</td><td>11.0 g</td><td>72.7 Kcal</td></th>	サフラワー油	10.4 g				95.8 Kcal	れんこん <td>唐揚げ粉・サフラワー油</td> <td>11.0 g</td> <td>72.7 Kcal</td>	唐揚げ粉・サフラワー油
		サラダパスタ	パスタ	50.0 g	97.0 Kcal			ハンバーグステーキ <td>スバゲティ・サフラワー油</td> <td>13.5 g</td> <td>59.2 Kcal</td> <th rowspan="2">レンコンサラダ<td>筍</td><td>30.0 g</td><td>19.8 Kcal</td></th>		スバゲティ・サフラワー油	13.5 g			59.2 Kcal	レンコンサラダ <td>筍</td> <td>30.0 g</td> <td>19.8 Kcal</td>		筍
		鶏・大根	鶏・大根	30.5 g	13.7 Kcal				ほうれん草のクリーム煮 <td>豚ひき肉・玉ねぎ</td> <td>10.0 g</td> <td>13.0 Kcal</td> <th rowspan="2">筍のザーサイ<td>人参・三つ葉</td><td>5.0 g</td><td>1.5 Kcal</td></th>	豚ひき肉・玉ねぎ	10.0 g			13.0 Kcal		筍のザーサイ <td>人参・三つ葉</td> <td>5.0 g</td> <td>1.5 Kcal</td>	人参・三つ葉
		グリーンピース	グリーンピース	2.0 g	2.0 Kcal			香の物 <td>ハンバーグ・サフラワー油</td> <td>40.5 g</td> <td>93.9 Kcal</td> <th rowspan="2">香の物<td>マヨネーズ</td><td>15.0 g</td><td>105.4 Kcal</td></th>		ハンバーグ・サフラワー油	40.5 g			93.9 Kcal	香の物 <td>マヨネーズ</td> <td>15.0 g</td> <td>105.4 Kcal</td>		マヨネーズ
		だし巻き玉子	だし巻き玉子	25.0 g	32.0 Kcal				ほうれん草	5.0 g	1.1 Kcal			ミックス野菜		30.0 g	11.1 Kcal
	筍のピリ辛味噌和え	筍・とうがらし	21.0 g	8.1 Kcal	クリームシチューMix		10.0 g	51.2 Kcal	肉団子のチリソース	ミートボール・チリソース	28.0 g		65.3 Kcal				
	香の物	たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物		たくあん漬け	20.0 g	12.8 Kcal	香の物	たくあん漬け		20.0 g	12.8 Kcal			
夕食合計					752.8 Kcal	夕食合計					956.5 Kcal	夕食合計					768.9 Kcal
一日合計					2289.4 Kcal	一日合計					2304.8 Kcal	一日合計					2303.3 Kcal
その他調味料等を加算したカロリー					2319.4 Kcal	その他調味料等を加算したカロリー					2336.8 Kcal	その他調味料等を加算したカロリー					2330.3 Kcal

別表2

カロリー計算表

年 月 日分

区分		品名	重量(g)	カロリー	備考
朝食	主食				
	副食				
	計				
昼食	主食				
	副食				
	計				
夕食	主食				
	副食				
	計				
1 日 合 計					

年 月 日

所在地
会社名
代表者
職氏名

被留置者用食糧内訳書(山手警察署留置施設)

月分所在地

会社名

代表者

職氏名

区分 日	朝食	昼食	夕食	合計	受注者	発注者
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
合計						

※受注者及び発注者欄に署名又は押印することにより、双方が確認を行う。